

質問回答書

令和4年11月18日
新潟市まちづくり推進課

「ミズベリング信濃川やすらぎ堤 マネジメント事業者選定に係る公募型プロポーザル」に係る質問事項について、下記のとおり回答します。

No.	項目	質問内容	回答
1	【事業区域の選択について】	・今回、右岸と左岸で事業区域を分けての公募となった理由を教えてください。	・右岸側と左岸側では沿線の建物や人の流れなど、エリアの特性が異なることから、分けて募集することにより、それぞれの特性を踏まえた提案や活用がなされることが期待されるためです。
2	【記録・報告に関する条件について】	・日ごとの利用者数・売上についての報告とあるが、報告のタイミングについての条件（毎日/毎週/毎月などタイミング）	・各年度の事業終了後に開催する、「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会」にて報告をお願いします。 ・提案された活用内容により（通年での利用など）、各年度で事業の区切りの設定が難しい場合には、マネジメント事業者と別途協議します。 ・その他に、必要に応じて本市が報告を求めた場合は、データを提供してください。
3	【記録・報告に関する条件について】	・これまでの利用者数は店舗利用者をレジ等決済機器を用いて集計されていたのか。また前述の方法での集計の場合、今回も同様の手段で集計した数値で条件を満たすのか。	・これまでレジの通過数を利用者数として設定していましたので、同様の手段であれば条件を満たします。 ・利用者数の集計方法について特段の指定はありません。【実施要領p.16（7 運営・管理・収支計画）】（日ごとの利用客数および売り上げを把握・管理する方法）にてご提案ください。

No.	項目	質問内容	回答
4	【上下水道・電気料金について】	<p>・やすらぎ堤、既存の上下水道の設備で、店舗ごとに上下水道使用量について把握することは可能なのか。</p> <p>→集合配管の場合、これまで各店舗に対しどのような請求額の計算方法をされていましたか。</p>	<p>・上下水道使用料は、公園管理者から公園占有者（マネジメント事業者）へ請求し、請求額は「新潟市公有財産事務取扱要領」に基づきます。</p> <p>・既存の設備は当該事業以外の公園施設（水飲場やトイレ）を含んでおり、事業の実施により使用した水量のみを把握することが困難なため、今年度はマネジメント事業者または出店者側で各店舗に簡易の水道メーターを設置し使用量の実費相当額の算出を行いました。</p>
5	【上下水道・電気料金について】	<p>・電気量についても同じく分電盤で各店舗の使用料を把握することは可能なのか。</p> <p>→できない場合、上下水道料と同じくこれまでどのような請求額の計算方法をとっていましたか。</p>	<p>・電気料金は、公園管理者から公園占有者（マネジメント事業者）へ請求し、請求額は「新潟市公有財産事務取扱要領」に基づいています。</p> <p>・事業実施による電気量は、各分電盤に設置されているメーターから把握可能ですが、各店舗の電気量の把握することは困難です。そのため、各店舗の実態に合わせて案分していただくなどの方法が想定されます。</p> <p>・マネジメント事業者から各店舗への請求額の計算方法については、民間事業者間での契約ですので、市からお答えすることは出来ません。</p>
6	【維持管理の実施および経費等について】	<p>・仮設トイレのくみ上げ作業に係る経費（総額／業務単価）</p> <p>また、実施についての契約は1回ごとの発注または期間中に回数を設定しての契約であったのかも併せて教えてください。</p>	<p>・マネジメント事業者からトイレ管理者との契約内容等については、民間事業者間での契約ですので、市からお答えすることは出来ません。</p>
7	【維持管理の実施および経費等について】	<p>・これまでの芝生の草刈りの実施実績（時期・実施回数）</p> <p>・上記作業に係る経費（総額／業務単価）</p> <p>また、実施についての契約は1回ごとの発注または期間中に回数を設定しての契約であったのかも併せて教えてください。</p>	<p>・今年度の事業期間中には、マネジメント事業者および出店者が繁茂状況に応じて、都度、店舗周辺の草刈を行っており、市として実施実績をお答えすることは出来ません。</p> <p>・これまでは、6月末-9月末以外の期間を事業期間外としており、その間は、河川管理者が通常の草刈等の維持管理業務を行っていたため、マネジメント事業者による草刈の必要はありませんでした。（今後の提案や実施内容によっては河川管理者との協議が必要です）</p>